

県内有名キャラクターや人材と連携した高校生等意識啓発事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が委託する県内有名キャラクターや人材と連携した高校生等意識啓発事業に係る業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

県内有名キャラクターや人材と連携した高校生等意識啓発事業業務

2 業務の目的

減少する消防団員確保のため、県内で若者の知名度の高いキャラクターや人材を活用した、啓発物品を作成・配布することにより、近い将来消防団の担い手となることが見込まれる高校生等の消防団に対するイメージや認知度の向上を図るとともに、若者の加入促進を目的とする。

なお、本業務は総務省消防庁「消防団の力向上モデル」事業の委託を受けて実施するものである。

3 委託期間

契約締結日から令和4(2022)年12月23日（金）まで

4 委託業務内容

(1) 連携先県内有名キャラクターや人材の選定及び調整

栃木県内の高校生に高い知名度を誇り、消防団に対するイメージや認知度の向上が期待できるキャラクターや人材（以下協力キャラクター）について、乙の制作する啓発物品について協力を得ること。

なお、協力キャラクターについては、栃木県にゆかりのあるものであることを想定しているが、より良い提案がある場合にはこの限りではない。

(2) 啓発物品の制作

・県内の高校生や消防団に関するイベント等で配布する啓発物品の制作をすること。
・制作する啓発物品には消防団員募集中であることがわかる文言や協力キャラクターを盛り込んだデザインとすること。

・制作する啓発物品は

- ① クリアファイル 30,000 部以上（県内高校3年生及び消防団関係イベントでの配布）
- ② ポスター 1,000 部以上（県内高校や県関連施設、各市町への配布）

の上記2つを想定しているが、県内の高校3年生への配布が可能で、消防団に対するイメ

ージと認知度の向上について同等以上の効果が見込める、より良い提案がある場合はその限りではない。

・なお、乙は、本事業において印刷物を作成するときは、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針（平成21年2月13日変更閣議決定）による紙類の印刷用紙及び役務の印刷の「判断基準」を満たすことに努め、「配慮事項」についても可能な限り配慮されたものとしなければならない。

5 成果物の納品

4(2)で制作した啓発物品は、栃木県県民生活部消防防災課、県内高校等の甲が指定する場所に納品することとする。

6 実績報告書の提出

- (1) 乙は、業務委託完了後、「実績報告書」（様式任意）を作成し、甲に提出して、甲の検査を受けるものとする。
- (2) 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

7 その他

- (1) 本事業の成果は甲に帰属する。
- (2) 本事業の実施に当たっては、本仕様書の範囲内において、甲と乙が協議を重ねながら実施するものとする。
- (3) 本事業の実施に係る全ての業務を一括して他の団体に再委託することはできない。他の団体と連携して事業を実施する場合は、実施計画に役割分担等を記載すること。
- (4) 業務の処理に当たっては、他人の名誉、信用、プライバシー権、その他の権利を侵害しないよう留意するとともに、個人情報の取扱を適正に行うものとする。
- (5) 乙は、出演者との交渉・調整、デザイン等を含め、啓発物品制作に係る一切を実施するものとし、制作に当たって使用料、出演料、謝礼等が発生した場合、その経費は契約金額に含まれるものとする。
- (6) 画像等の使用に当たっては、その著作権、使用权、肖像権その他一切の権利関係について当該権利が帰属する者の許諾を得るものとする。
- (7) 撮影を行う場合など、本事業を実施する際は、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に十分留意すること。